

稲葉さん東芝雇止め
裁判を支援する会

事務局（ユニオンヨコスカ）
237-0063 横須賀市追浜東町 3-63-901
TEL&FAX 046-866-4930

「支援する会」ニュース

2013年1月7日 4号

1月24日(木)・13時半、横浜地裁 502号法廷を支援の人々で埋めよう!

2011年10月27日、稲葉俊之さんは横浜地裁に地位確認等を求めて提訴、それから14ヶ月が経過した。その年の12月8日に第1回裁判が会社代理人不在のまま開かれ、稲葉さんの冒頭陳述が行われた。2回目に会社側代理人が姿を現し、それ以降非公開の電話会議が2012年2月から10月まで7回にわたって行われた。

ハリソン東芝の主張は、有期雇用には雇用責任は存しない、合意による退職である、リストラの必要性があったの3点。電話会議の中で、裁判長は「合意退職は認められないので」として再三にわたって「仕事を探さない」と会社に伝えるが、会社は「探します」と応じるものの次の裁判で「探したけどなかった」、「グループ会社があるでしょう」と原告代理人の井上弁護士が言うともた次の裁判で「探したけどありません」の繰り返し。ついに裁判長は「じゃ、いいです。証人尋問に入ります」として1月24日の証人尋問が設定された。

10月1日にハリソン東芝は東芝100%子会社

の東芝ライテックに吸収され、東芝相手の争いとなった。その直後、「業績報告」「アルバイト規約」「労働契約書」「(証人)陳述書」が東芝から証拠として提出された。

こうした裁判の流れと並行して労働契約法の改正に伴い、「有期労働契約規制法を目指すネットワーク」が発足、稲葉さんもその一員として飛び回った。さらに稲葉さんは有期雇用労働者の象徴的な存在として国会議論でも取り上げられた。

そして、いよいよ証人尋問である。会社側証人として、当時の今治本社人事課長であった中村証人、そして稲葉さんの直属の上司であった佐々木証人が登場する。この佐々木課長は稲葉さんに「今回の契約が最終であることを伝え、納得していただいた」と陳述している証人である。

被告がハリソン東芝から東芝ライテック＝東芝に変わった今、それでも東芝は「有期契約には雇用責任はない」と言い続けるのだろうか?!

1月24日は証人尋問にあわせて下記の行動を予定しております。こちらへの参加もお願いします。

1. 情報宣伝行動
2. 報告集会

JR 関内駅南口（横浜市役所側）で12時～13時

裁判終了後、横浜市開港記念会館7号室で16時45分～